



## 1 法テラスの「民事法律扶助」について

経済的に余裕のない方が調停型・あっせん型の ADR 手続を利用する場合、日本司法支援センター（通称「法テラス」）の民事法律扶助により、弁護士費用等の立替えなどの援助を受けられる場合があります。利用者から ADR 手続に要する弁護士費用等に関する相談があった場合、法テラスの窓口を御案内するなど、適切に御対応ください。

- ・ 制度に関する問合せは、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）まで。
- ・ 法律相談の予約などは、法テラスの各地方事務所まで（所在地・連絡先等は法テラスのホームページで御確認ください。）。

## 2 変更届出の留意事項

変更届出について、よく見受けられる不備や届出漏れ等について、以下のとおり留意事項としてまとめましたので、変更の届出に当たって参考にしてください（詳細は、関係資料集の「認証申請・届出の手引」を参照ください。）。

### 役員の変更届に係る添付書類

- ・ 住民票の写し：本籍地の記載があり、届出日前の3か月内に発行されたものであること。写しとはコピーのことではなく、原本を添付すること。
- ・ 誓約書：新たに就任した役員の誓約書のほか、事業者（代表者）が作成する誓約書も添付すること。  
氏名欄は必ず自署したものであること。

### 定款その他の基本約款の変更

法人にあっては、定款その他の基本約款（会則等）において、変更が生じた場合は、ADR法第13条第1項第3号に基づき、変更届出書の提出が必要になります。提出に当たっては、新旧対照表を添付するなど、変更部分を明らかにした届出をお願いします。

### 組織の変更

事業者の組織の変更が生じた場合は、ADR法施行規則第10条第3号に基づき、変更届出書の提出が必要になります。提出に当たっては、変更後の組織図を添付の上、変更部分を明らかにした届出をお願いします。

なお、認証基準の変更が伴うときは、変更の認証が必要になる場合もありますので留意願います。

## 3 (一)日本ADR協会主催の(東京)実務研修・実務情報交換会の御案内

(一)日本ADR協会主催の「(東京)実務研修・実務情報交換会」が、次のとおり開催されますので、御案内します。

なお、詳細や申込みの方法は、同協会のホームページ (<http://japan-adr.or.jp/>) を御参照ください (申込み期限：2月14日(火))。

◇ 報告「ADR法運用の現状と今後の課題」

◇ 実務研修テーマ

ADR機関としてのアウトリーチのあり方に関するワークショップ

～ADRを活用できる人を増やすために、何ができるだろうか？

日時：**平成 29 年 2 月 21 日 (火) 14 : 00 ~ 17 : 00**

会場：公益社団法人商事法務研究会 3階会議室

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

参考：趣旨等につき以下参照（開催案内から抜粋）

ADRをよく知らないためにアクセスできていない紛争当事者、すなわち潜在的なADRユーザーも多いのではないかと思います。(一)今回の研修では、その広報戦略の一つとして、PR活動を「アウトリーチ」という概念でとらえ、(二)ADR機関がアウトリーチ活動の戦略を立てるための基本的なステップは何かを解説していただきます。そのうえで、ADR機関がどのようにして潜在的ニーズや潜在層を分析するか、(三)具体的な検討をとまに行い、戦略立案を練りたいと思います。(四)今回の研修は、潜在的ユーザーへのアウトリーチに悩むすべての機関にとって、きわめて実践的かつ有意義なものと考えられます。

研修内容は、本紙前号で御案内した、昨年12月の大阪開催と同様であり、実務研修のほか、「実務情報交換会」も予定されています。協会の会員以外の方でも参加できるとのことですので、参加について、御検討してみたいかがでしょうか。

### 【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378

E-Mail: [adr-c@i.moj.go.jp](mailto:adr-c@i.moj.go.jp)